

内閣委員會議録第十八号

昭和二十八年七月二十一日(火曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 稲村 順三君

理事大村 清一君 理事高橋 等君

理事八木 一郎君 理事上林與市郎君

理事鈴木 義男君

江藤 夏雄君 津雲 國利君

永田 良吉君 長野 長廣君

平井 義一君 船田 中君

牧野 寛策君 赤澤 正道君

高瀬 傳君 栗山 博君

神近 市子君 島上善五郎君

堤 ツルヨ君 中村 高一君

濱地 文平君 辻 政信君

出席政府委員

内閣官房副長官 江口見登留君

總理府事務官 三橋 則雄君

(恩給局長)

行政官 菊池 義郎君

行政官 大野木克彦君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

七月二十一日

委員宮原幸三郎君、松村謙三君及び西村榮一君辭任につき、その補欠として牧野寛策君、赤澤正道君及び堤ツルヨ君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)
恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三号)

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する法律案(内閣提出第一三五五号)

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出一五〇号)
元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律案(内閣提出第一六二号)

○稻村委員長 これより内閣委員會を開きます。

行政管理庁職員定員法の一部を改正する法律案及び行政管理庁設置法の一部を改正する法律案を一括議題とし、審査を進めます。質疑の通告があります。中村高一君。

○中村(高)委員 昨日行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に對しまして一部質問をいたしたものであります。が、もう二、三重要な点について政府の御所見を承りたいのであります。が、今回の予算に對しまして、自由党と改進黨との修正案によりまして、行政官が百億削減されるというところに相なるようでありまして、もし百億削減をされるという場合におきましては、行政管理庁の責任者といつたしましては、どういふ方面にどれだけ削減をせられるか、また修正をせられる場合には、どういふ方面にどれだけ削減をせられるか、これに關しましてお尋ねをいたしたいと思います。

○稻村委員長 それは委員長の質問に對して答えられたことです。資料はあらためて至急提出すると言つておりました。

○中村(高)委員 そうするときようこれらの討論が終ると資料はあとから提出されるというふうなことになるのでしうか。

○稻村委員長 至急出すということをや約束したのであるから……。

○中村(高)委員 それからもう一つ、今までどういふ監査をして来たのか、われわれには監査の結果というものが一つも報告されないで、審議だけして、こういう役所があるからというのですけれども、どんな成績をあげて来たか、われわれは行政官の業績に對して疑いを持つておるのであります。どういふ監査をせられて来たのか、これもあわせて御答弁願います。

○大野木政府委員 初めの百億の削減の具体的内容につきましては、昨日長官から御答弁申し上げたと存じますが、人員の定員等の点につきましては關係なく、庁費その他で削減をせられるように承つております。それから管理庁の監査といつたしましては、從來たとえば共済關係でございまして、あるいは援護關係でございまして、郵便の關係でございまして、そのほかいろいろ項目につきましてそれらに

監査をいたしまして、それらにつきまして各省に勧告をいたしまして、それについて各省からそれらへ回答がございします。今後はさらにその回答の趣旨が、はたしてその通り実施せられておるかどうかはよくまた見まして、行政運営の改善の促進に資して行きたい、こういうふうに考えております。

○中村(高)委員 私が尋ねたのは、もつと具体的に——会計検査院の報告のようなものをただちにせよということも無理でありましようが、もう少し具体的な資料を出してもらえないと、今次長が言われるように、いろいろ勧告もしたというふうな程度で——どの役所にどういふ事態があつて、どういふ監査をしたというふうなことをお尋ねをいたしておるのであります。が、今答えられなければやむを得ないから書面でも出してもらいたいと思ひます。

○菊池政府委員 ただいまの御質問でございしますが、全国に千五百ばかり監察官を配置いたしまして、おの／＼その専門々々の部門によつて、みな相当つづ込んだ調査をいたしております。そうして勧告をいたしております。まずその勧告をはね返されるようなへまなことのないうに統計をとり、計數を明確にいたしまして、そうして絶対に間違いないようにいたしまして勧告を發するのでございますが、なかなか各部門にわたりますと多岐多様にわたりますので、一つの報告の書類が三寸厚みくらいになつて参つておるのであります。それを一々お目にかけても、

なか／＼お目通しになるようなひまもなからうと思ひますが、大体の急所急所はつかんで私が記録いたしておりますので、いつでもお目にかけたいと思ひうのでございします。ごらんになりますと非常に御参考になるおもしろい調査がたくさんございしますから、いつでもお目にかけたいと思つております。

○中村(高)委員 そういう浩瀚な記録があればなおかつこうであります、われ／＼が委員會で審議するのに必要な程度の報告をするということはあるべきであらう。役所に書類があるのがあたりまえであつて、むしろ詳細な書類はありなると思ひますが、その結果を委員會に報告するというのは行政管理庁の職務として当然でありまして、それさえしないので、書類があまりから見にいらつしやいというふうなことは、菊池政務次官ともあるうものが、まことに一朝にして官僚に變化したような態度でありまして、民間から出た政務官といつたしましてまことに心外千萬であります。ただちに信任をするほどのことでもありませんが、そういういろいろ調査の結果が現われて、その結果については、たとえばこういう点についてはこれは必要だ、あるいはこういう点についてはこれは不正があつたのだから告発をするとか、そういうふうな取扱ひをいたしたのがあります。

○菊池政府委員 告発するということは権限がないのでその筋にまわすようなことにはいたしておりますが、その結

もございましたが、これはわが国の置かれておる現状から見まして、この移住局によりまして将来に備えるということがきわめて適切な問題だと考へるものであります。その他この改正案は、大体において妥協と認めて賛成するものであります。ただ政府は本委員会における審議においてもその所信を明らかにされまして、将来行政整理を徹底的に遂行する、そうして二十八年度以後におきまして行政機関職員定員法は、その方針に基いて徹底的に改正をされるということに信頼をいたしまして、本年度においてはこれに賛成せんとするものであります。

次に行政管理局設置法の一部を改正する法律案について申し述べます。本案は、行政管理局の職務の経験に徴しまして、必要な改正を加へんとするものであります。あるいは本案はきわめて徹底的な、なまぬい改正であるという御批判もござりますが、しかし行政管理局は、その本質をいたしまして、いわゆる内部監査、自己監査を使命としたものであります。これは外部監査というように前提をいたしておるというように前提いたしますと、そのような説も起るかと思ふのであります。内部監査の本質から申しまして、この程度の職権の強化をいたしますことがむしろ適当だと認められるのであります。われわれは本案に對しまして賛成せんとするものであります。

以上理由によりまして、私は本案に原案通り賛成せんとするものであります。

○稲村委員長 これより採決をいたします。

まず、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

次に行政管理局設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお、ただいま可決いたしました両案について、委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願います。

午前中はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後二時四十二分開議

○稲村委員長 これより再開いたします。

総理府設置法の一部を改正する法律案、恩給法の一部を改正する法律案、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案及び元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案を一括議題とし、その審査を進めます。

ただいま恩給法の一部を改正する法律案、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案及び元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案の三法案に対し、自由、改進、分自、三派共同による修正案が、代表者として高瀬傳君より委員長の手元にそれ／＼提出されております。

す。各修正案の趣旨の説明を求めます。高瀬傳君。

恩給法の一部を改正する法律案に対する修正案

恩給法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五十八条ノ三の改正に関する部分中「傷病ノ程度が別表第一号表ノ三ニ掲グル第一款症乃至第五款症ニ係ル」を「第四十六條ノ二ニ規定スル」に改める。

第六十五條第一項本文の改正に関する部分の次に次のように加える。

第六十五條第三項中「扶養家族トハ」の下に「増加恩給ヲ受クル者ノ妻並ニ」を加へ、「妻」を削る。

第七十五條第二項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第七十六條第三号中「婚姻シタルトキ」を「婚姻ニ因リ其ノ氏ヲ改メタルトキ」に改める。

第七十九條ノ三の改正に関する部分の次に次のように加える。

第八十條第一項第三号中「婚姻シタルトキ」を「婚姻ニ因リ其ノ氏ヲ改メタルトキ」に改める。

附則第一条中「但し、」の下に「附則第二十二條の規定は、昭和二十九年四月一日から施行し、」を加へ、「第三十三條」を「第三十七條」に、「第三十六條」を「第四十條」に改める。

附則第六條に次の一項を加える。

3 旧恩給法の特例に関する件（以下「旧勅令第六十八号」という。）第六條第一項の規定による傷病賜金を受けた者で普通恩給を受けるものに改正後の恩給法第五十八條ノ三の規定を適用する場合において

は、その者は、この法律施行の時から普通恩給に改正後の恩給法第四十六條ノ二に規定する傷病賜金を供給されるものとみなす。

附則第八條の見出し中「増加恩給」の下に「傷病年金」を加へ、同条第一項中「旧恩給法の特例に関する件（以下「旧勅令第六十八号」という。）を「旧勅令第六十八号」に改め、「その年額」の下に「（恩給法第六十五條第二項及び第七十五條第二項の規定による加給年額を除く。）」を、「第六十五條」の下に「第一項」を加へ、同条第二項を次のように改める。

2 この法律施行の際現に第七項に係る増加恩給を受ける者（附則第五條第二項に規定する者を除く。）については、この法律施行の日の属する月分以降、その年額（恩給法第六十五條第二項の規定による加給年額を除く。）を、附則別表第四の年額に改定する。但し、附則別表第四の年額が従前の年額に達しない者については、その改定を行わない。

3 この法律施行の際現に傷病年金を受ける者については、この法律施行の日の属する月分以降、その年額を、附則別表第五の年額に改定する。但し、附則別表第五の年額が従前の年額（改正前の恩給法第六十五條ノ二第三項の規定による加給年額を含む。）に達しない者については、その改定を行わない。

4 前三項の恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

5 この法律施行の際現に増加恩給を受ける者（旧勅令第六十八号第五條に規定する増加恩給を受ける者を除く。）に、改正後の恩給法第六十五條第三項の規定に該当する妻で当該増加恩給の加給の原因となつていないものがあるときは、この法律施行の日の属する月分以降、改正後の恩給法第六十五條（第一項を除く。）の規定により、当該増加恩給の年額に加給するものとする。

6 この法律施行の際現に改正前の恩給法第七十五條第一項第二号から第四号までに規定する扶助料を受ける者に、その者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする者で附則第九條の規定により扶助料を受ける資格を取得したものがあるときは、この法律施行の日の属する月分以降、改正後の恩給法第七十五條第二項の規定による当該扶助料を受ける者の扶助料の年額に加給するものとする。

附則第八條の次に次の一條を加える。

（文官等の父母又は祖父母の扶助料を受ける権利又は資格の取得）

第九條 公務員又は公務員に準ずる者の父母又は祖父母で昭和二十三年一月一日以後婚姻に因り扶助料を受ける権利又は資格を失つた者でその婚姻に因り氏を改めなかつたものは、この法律施行の時から、当該扶助料を受ける権利又は資格を取得するものとする。但し、父母の後順位たる遺族がこの法律施行の際現に扶助料を受ける場合においては、その父母は、

当該後順位者たる遺族が扶助料を受ける権利を失つた時から扶助料を受ける権利を取得する。

附則第九條第一項第一号中「附則第二十一條」を「附則第二十四條」に改め、同条同項第二号中「事由」の下に「旧軍人又は旧軍人の父母及び祖父母については、昭和二十三年一月一日以後の婚姻（氏を改めなかつた場合に限る。）を除く。以下附則第二十九條までにおいて同じ。」を加え、同条を附則第十條とする。

附則第十條を附則第十一條とし、以下附則第十三條まで順次一條ずつ繰り下げる。

附則第十四條中「附則第九條から第十一條」を「附則第十條から第十二條」に、「附則第十二條」を「附則第十三條」に改め、同条を附則第十五條とする。

附則第十五條を附則第十六條とする。

附則第十六條中「附則第九條」を「附則第十條」に改め、同条を附則第十七條とする。

附則第十七條第二項中「附則第十三條」を「附則第十四條」に、「附則第十七條」を「附則第十八條」に改め、同条を附則第十八條とする。

附則第十八條を附則第十九條とし、附則第十九條を附則第二十條とする。

附則第二十條の次に次の二條を加える。

（旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の公務傷病恩給の特例）
第二十一條 この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日まで、旧勅令第六十八号第六條第一

項に規定する傷病賜金を受けるべき事由に該当した者の恩給については、附則第二十二條に規定する場合を除く外、なお、この法律施行の際の従前の例による。

第二十二條 この法律施行前に公務のため負傷し、又は疾病にかかつた旧軍人、旧準軍人又は旧軍属で、その傷病の程度が改正後の恩給法別表第一号第一ノ三に掲げる第一款の五款に達するに該当するものうち、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に対しては、改正後の恩給法第四十六條ノ二の規定にかかわらず、退職当時の俸給年額により定めた附則別表第四の年額の増加恩給及び普通恩給（附則第十條第一項（附則第十七條）において準用する場合を含む。）の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者にあつては、その普通恩給）又は退職当時の俸給年額及び傷病の程度により定めた附則別表第五の年額の傷病年金を給するものとする。但し、その者の請求により、改正後の恩給法第六十五條ノ二の規定により計算して得た金額の傷病賜金を給することができるとする。

2 前項但書の規定により傷病賜金を給する場合においては、これを受ける者に対しては、同項本文に規定する増加恩給（第三項の規定による加給を含む。）及び普通恩給（附則第十條第一項（附則第十七條）において準用する場合を含む。）の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者の普通恩給を除く。）

又は傷病年金は給しないものとする。

3 改正後の恩給法第六十五條（第一項の規定を除く。）の規定は、第一項本文の規定により給する増加恩給の年額について準用する。

附則第二十條第三項中「附則第二十一條」を「附則第二十四條」に改め、同条第六項中「附則第十三條」を「附則第十四條」に、「附則第二十條」を「附則第二十三條」に改め、同条を附則第二十三條とする。

附則第二十一條第一項第一号、第二項及び第三項中「在職年が普通恩給に達する最短恩給年限に達しない者で、第七項に定める増加恩給を受けていたものを除く。」を削り、同条を附則第二十四條とする。

附則第二十二條中「附則第九條、第十六條又は第二十條」を「附則第十條、第十七條又は第二十三條」に改め、同条に次の一項を加え、同条を附則第二十五條とする。

3 附則第十條又は第十一條の規定により旧軍人の一時恩給を給されるべき者で、この法律施行の際現在公務員として在職しているものに恩給法第六十四條の二及び第六十四條の三の規定を適用する場合においては、その者は、旧軍人を退職した月において公務員に再就職したものとみなす。

附則第二十三條中「附則第九條、第十六條、第二十二條又は第二十六條」を「附則第十條、第十七條、第二十三條又は第二十九條」に改め、同条を附則第二十六條とする。

附則第二十四條を附則第二十七條とし、附則第二十五條を附則第二十八條とする。

八條とする。

附則第二十六條第一項中「附則第九條又は第十六條」を「附則第十條又は第十七條」に改め、同条を附則第二十九條とする。

附則第二十七條を附則第三十條とする。

附則第二十八條中「附則第十三條」を「附則第十四條」に改め、同条を附則第三十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

（旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の傷病賜金の返還）
第三十二條 附則第十六條第二項に規定する金額の傷病賜金を受けた後四年内に増加恩給又は傷病年金を受けることとなつた者については、当該傷病賜金の金額の六十四分の一に相当する金額に傷病賜金を受けた月から増加恩給又は傷病年金を受けた月までの月数と四十八月との差月数を乗じた傷病賜金を、国庫に返還させるものとする。

2 前項の場合においては、増加恩給又は傷病年金の支給に際し、その返還額に達するまで支給額の三分の一に相当する金額を控除して返還させるものとする。

附則別表第一中
一等兵 五五、五五、二〇〇〇〇
二等兵 五五、五五、二〇〇〇〇
を「兵 六〇、六〇〇」に改める。

附則別表第二並びに附則別表第三及び同中「六〇、六〇〇以下」を「六〇、六〇〇」に改める。

附則別表第三の下欄中
五八、八〇〇以下ノモノ
五八、八〇〇以下ノモノ
を「六〇、六〇〇以下ノモノ」に改める。

附則別表第三の次に次の二表を加える。

五八、八〇〇以下ノモノ	六〇、六〇〇以下ノモノ
五八、八〇〇以下ノモノ	六〇、六〇〇以下ノモノ

附則別表第四

第七項症	傷病の程度			年額	退職當時の俸給	退職當時 旧軍人以外の公務員又は旧準軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
	旧軍人及び旧準軍人	旧軍人以外の公務員又は旧準軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十月三十一日以前に退職したもの	二八三、二〇〇円をこえるもの			
一四、四〇〇円	二四四、八〇〇円をこえるもの	二二三、六〇〇円をこえ三八二、八〇〇円以下のもの	二八、二〇〇円をこえ二一三、六〇〇円以下のもの	九七、八〇〇円をこえ一一八、二〇〇円以下のもの	七九、八〇〇円をこえ九七、八〇〇円以下のもの	七九、八〇〇円以下のもの
一三、八〇〇円	一四六、四〇〇円をこえ二四四、八〇〇円以下のもの	一六八、〇〇〇円をこえ二八三、二〇〇円以下のもの	九九、六〇〇円をこえ一六八、〇〇〇円以下のもの	八二、八〇〇円をこえ九九、六〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円をこえ八二、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円以下のもの
一三、二〇〇円	八七、六〇〇円をこえ一四六、四〇〇円以下のもの	九八、六〇〇円をこえ一六八、〇〇〇円以下のもの	八二、八〇〇円をこえ九九、六〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円をこえ八二、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円をこえ八二、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円以下のもの
一三、〇〇〇円	七三、二〇〇円をこえ八七、六〇〇円以下のもの	九八、六〇〇円をこえ一六八、〇〇〇円以下のもの	八二、八〇〇円をこえ九九、六〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円をこえ八二、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円をこえ八二、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円以下のもの
一二、六〇〇円	六〇、六〇〇円をこえ七三、二〇〇円以下のもの	九八、六〇〇円をこえ一六八、〇〇〇円以下のもの	八二、八〇〇円をこえ九九、六〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円をこえ八二、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円をこえ八二、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円以下のもの
一二、〇〇〇円	六〇、六〇〇円のもの	九八、六〇〇円をこえ一六八、〇〇〇円以下のもの	八二、八〇〇円をこえ九九、六〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円をこえ八二、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円をこえ八二、八〇〇円以下のもの	六八、四〇〇円以下のもの

附則別表第五

傷病の程度		退職当時の俸給の年額	
第一 款 症	旧軍人及び旧準軍人	旧軍人以外の公務員又は旧準軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの	旧軍人以外の公務員又は旧準軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
第二 款 症	八七、六〇〇円をこえるもの	九九、六〇〇円をこえるもの	九七、八〇〇円をこえ一一八、二〇〇円以下のもの
第三 款 症	一五、四〇〇円	七三、二〇〇円をこえ八七、六〇〇円以下のもの	六〇、六〇〇円をこえ七三、二〇〇円以下のもの
第四 款 症	一三、二〇〇円	一五、一〇〇円	七九、八〇〇円をこえ九七、八〇〇円以下のもの
	一一、〇〇〇円	一四、七〇〇円	六八、四〇〇円をこえ八二、八〇〇円以下のもの
	九、九〇〇円	一三、〇〇〇円	二、八〇〇円以下のもの
	九、七〇〇円	一〇、五〇〇円	六〇、六〇〇円以下のもの
		九、五〇〇円	六八、四〇〇円以下のもの
			七九、八〇〇円以下のもの

替通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の八に相当する金額とする。

おじいさん、おばあさんが、おの／＼内縁関係で結ばれるということが非常にふえて行くと思う。現に私のところに二、三の陳情が来ておる。そういう婚姻をすることによつて、八十のおじいさんと七十のおばあさんが一緒になろうとしておる。今度は修正でよくなつたわけですが、恩給権がなくなり世ぬかた、そういうことを心配しておる。そういうことを奨励するような形になる修正はおもしろくないと思う。たとえばカトリックでは、再婚というものを絶対認めない。だから終生別居する。終生通をしておる。そういうようなことになる。絶対にできないことを法律で定めることは、非常に間違つたことである。しまいに通を業とする者が現われて、裁判所において証人になつて離婚を求めて、ようやくカトリックでは再婚をする。これはそれほど極端なものではありませんけれども、へそくりの恩給を持つて嫁に行く、あるいはむこ入をするおじいさんもないでしようが、そういうことを大目に見るくらいは雅量があつてもいいのじやないかと思うのであります。くどくは聞きませんが、大事な点でありますから、後の記録にとどめておきたい。いま一度お考え直しできないかというところをお尋ね申し上げたい。

○高橋(等)委員 だいたい今のような場合も起り得ると思ひます。七十、八十になられた方が婚姻をされて、別の籍に入るか、入らないかは、今の日本の慣習からいって大した問題ではない。むしろ若い方の場合を考えなければなりません。これは要するに、戦死者の父母が正しい婚姻をしたのを救おうというわけですが、しかしながら、母なり父がその家を出た場合は、戦死者との関係が非常に薄くなるから、そこを考慮した立法であります。もしそれでめかけ商売をどん／＼一生涯やつて行くような人がたくさんふえれば、そういう傾向があれば、いつてもこの法律は自然にわれ／＼の手で改められると思ひます。だいたい今のところは、私はこれがよろしいかと考えております。

○鈴木(義)委員 それ以上述べること、それは、それこそ意見の交換、論争になりますから、略しておきますが、私はせつかく仏つくつて、魂を入れないという点は、もつと大らかに考えたいなつていただきたいと思います。

○神近委員 修正案に即したお尋ねでございますけれども、勅令第六十八号で、七項症から四款症まで年金を停止されていたのでございます。その人たちが今度の修正ができたことによつて、これを復活するのでございますか。それとも六十八号によつて停止されたものは、恩給権を喪失するのでございませうか。それを伺いたないのでございます。

○高橋(等)委員 今の七項症から四款症までの問題は、修正案に入っております。

○神近委員 この修正案の第七十九条の三に關するものでございませうか。

○高橋(等)委員 この法案全部へその關係が実は盛られておるのであります。七項症から四款症に至るまでに、七項症には増加恩給を支給する、それから各款症には傷病年金を支給する、こういうことになっております。それから、どうぞその点御安心をお願いいたします。

○神近委員 その点ですが、それはたいへんけつこうだと思つて私も喜んでゐるわけですが、もしその修正案が通過した場合のことを考えれば、その前に六十八号によつて停止されたものは復活するかどうか。

○高橋(等)委員 もちろんそれを救うための法律でございませう。どうぞ御安心願ひます。

○稻村委員 他に御質疑はございせんか。御質疑がなければ討論に入ります。

總理府設置法の一部を改正する法律案、恩給法の一部を改正する法律案及びその修正案、昭和二十七年十月三十一日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定に關する法律案及びその修正案、恩給及び元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律案及びその修正案を、一括討論に付します。討論の通知があります。上林與市郎君。

○上林委員 私は日本社会党を代表いたしまして、今回政府が恩給法特例審議會の權威にのつた恩給法の一部を改正する法律案に對しまして、反対の意思を表明せんとするものであります。しかしながらわが党は決して戦争犠牲者に対する援護あるいは年金制度または遺族援護に對して反対するものではないと思ひます。むしろ国民大衆の広汎な戦争被害に對しては積極的にかつこれが補償策を講ずるために、現在提案されておる政府の恩給法改正に名をかりた旧軍人恩給法の復活を企圖する現在の法律案よりも、もつと積極的な、より合理的な戦争犠牲者補償法案を用意しておるものであります。

二、三申し上げたいと思ひますが、その第一の点は社会保障との關係でございませう。言うまでもなく敗戦の責任と犠牲は決して軍人のみの負うべき性質のものではないと思ひます。また負うべきものではございません。戦争による犠牲は単に軍人のみでないこともまた言うまでもないのであります。国民は各種各様の形において身体、財産上の損害をこうむつておることは、今さら私から多言を要しないこととてございませう。従つて私も、旧軍人に対する恩給の措置は、つまり旧軍人の潜在的な既得権の復活という考え方に立つものであるとするならば、これは同時に今回の敗戦によつて受けたすべての国民の犠牲に對しても、その失われた収益の補償が考えられなければならぬと考えるのであります。またこれはもつぱら生活保障という人道主義的な観点からのみ処理されなければならぬといふ私どもは考えるのであります。すなわち他の戦争犠牲者をも含めて、生活保障として、社会保障として、公平に解決されなければならぬ、かやうに考えるのでございませう。これが私どもの今回恩給法改正法案に對する反対の第一の理由でございませう。

第二の点は、現在提案されておる恩給法の一部改正法律案は、なるほど法律の名称は恩給法の一部改正でありますけれども、その実質を見ますと軍人恩給の復活、特に職業軍人に重点が置かれておることはこれまで私から言うまでもないところであります。また旧軍人の階級差によつて恩給が支給されようとしておるのであります。軍人のうち真に犠牲となつたのは戦時中強制召集された者であり、これを放任し職

業軍人が、しかも古い身分差をそのまま残して保護されることは私どもは不当であるといわなければならぬのであります。しかもその身分差が遺族にまでも及ぶ点にも大いに私どもは異論があるものであります。これが私どものこの法案に對する反対の第二の点であります。

第三の点はいわゆる再軍備に關する問題であります。政府は健康な旧職業軍人二十万二千に對して年々四十四億圓を支出して、旧軍人の既得権としての恩給を復活し、軍人という職業を特に優遇して、新たに建設しようとするいわゆる新日本軍の基礎をつくらうとしておることは明らかであります。しかもこれらの財源を捻出するため、非常に不幸な方々に対する予算的措置をすることも犠牲にしてこの裏づけをしよつとておるのであります。私どもはこういう不合理な点を指摘いたしまして反対するものでございませう。

しからばこういう政府原案に對しては、わが党は一体どんな対策を持つておるか。先ほど申しました戦争犠牲者の補償法案の要点は何かと申しますと、まず第一にその要旨を具体的に申し上げますと、わが党は旧職業軍人恩給復活の觀念を一擲して、戦地内地を問わず広く戦争犠牲者たる旧軍人軍属、国家總動員法による動員者、学徒、女子挺身隊員、船員、満蒙開拓義勇隊等々の遺族及び傷病者、動員中の結核発病者並びにその後の死亡者等々に對して国家補償の見地より年金制度を実施することが最も合理的であると考えるのであります。

第二の点は、この年金制度は一元化

された体系を持つ総合的社会保障制度確立までの暫定的措置として行い、なお普通恩給(老齢軍人恩給)普通扶助料、一時扶助料(父母、祖父母、寡婦、遺児等の扶助料)受給予定者は別に国民年金法を制定し、老齢年金、遺児年金、母子年金としてその生活を保障せんとするものであります。具体的に申し上げますと、第一に階級差仮定俸給を撤廃しようとするものであります。大將であろうと二等兵であろうと、手を失い足を失いあるいは生命を失ったその不幸は同一であるのに、はなはだしい階級差をつけるのは不当であるから、無階級に同一の補償をなすべきではないかと考えるのであります。

第二に、高額所得者に支給を禁止する、これはあくまで社会政策的な視野に立つて行うものであつて、困窮しておる国民大衆一般を対象とするものだからであります。

第三に、家族加給は年額五千元とし、支給額は年額九万六千円くらいを標準所得としてその三〇%を支給する、もちろんこの年金は、生活保護法による扶助料から控除しないものとす。九万六千円はわが党の要求する最低賃金八千円を年額に換算、所得の最低限度として定めたものである。

第四には、父母、祖父母再婚の場合も認め、傷害年金の範囲も、政府は第六項までとなつてゐるが、わが党は広く傷病者の要望にこたえて、この年金は第四款まで支給すべきであると考えておるのであります。第一項症より第四項症までは一率に一時金二万円内を支給するとしておるのであります。

以上簡単にわが党の態度を述べたが、結論的に申し上げますと、わが党が声を大にして反対しておるものは、遺族やその他たぐさんの戦争犠牲者を守ることに對してではなくて、政府の露骨な軍国主義復活の意図に對してであります。従つてわが党は、前に申し上げました通りに、できるだけ多くの人々に国家保障の手を差延べようと努力しておるのであります。さらに傷病の裁定に對しても、政府はもつと十全の措置を講ずべきであると考えます。たとへば第三項症の認定を受けたものが、恩給局においては第四項症とみなされたに對して、異議を裁定に持ち込む機関がないといった種類の事例は、しばしば見られるところであつて、これは現行法規の不備を示すものであるから、これが解決のためには当然苦情処理機関等を設けるべきであると考えるのであります。

なお改進黨、自由黨兩派三者共同修正案は政府原案よりもある部分はよく改正されたに見える点もございますが、これは本質的には恩給法を通ずための政治的な取引以外の何ものもないと存じますので、これに對しても同様の理由から反対いたします。論ずる箇所がない。

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に關する法律案に對する修正案、これに對してはわが党は賛成いたします。元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律案に對する修正案に對しても、わが党は賛成の意を表するものでございます。なお総理府設置法の一部を改正する法律案に對しましては反対するもので

ございます。

○稻村委員長 高橋等君。

○高橋(等)委員 私は自由黨を代表いたしまして恩給法の一部改正案に對しまして、修正案及び修正案を除く政府原案に賛成討論を試みます。

昭和二十七年第十三国会におきまして戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定をいたされました。終戦以来久しきにわたつて顧みられなかつた遺族傷病者に對する補償の一端を暫定的に措置したのであります。当時われわれは將來恩給制度を確立してその処遇を改善することを要望し、政府もこれを確約いたしましたのであります。この懸案が本日の議題でありまして、これはまことに感慨深きものを覚えます。本法は昭和二十一年、いわゆる六八勅令によりまして停止または圧縮をせられました旧軍人、軍族、戦傷病者及びその遺族に對する恩給を復活せんとするものであります。世上軍人恩給だと呼ばれて、また一部の人は本法をもつていわゆる旧職業軍人を優遇するものと非難し、國民を欺瞞せんとしておるのだとありますが、これは当らざるもはなはだしと申さねばなりません。本法施行に要します経費四百五十億円のうち、実に九三%以上が遺族、傷病者に對するものであり、本法は遺族傷病者恩給法と稱すべきものであります。戦争責任はひとり軍人のみに転嫁すべきではなくて、この機会に旧軍人に對する恩給を復活せしめることも当然の措置と申さねばなりません。また本法の制定が再軍備再開の一環であると申されるのでありますが、遺族、傷病者等の補償は國家が當然すべきものであつて、他の目的を持つべきものでない

ことは當然であります。今お聞きするところによりますと、恩給にかゝるに社會保障で行けと仰せられる、それならば社會保障でこれらの人々に保護を与えるのはよいが、恩給で行けば再軍備に關係があるというのではどういふわけでありませうか。ひとつその説明を承らなければならぬ。全国八百万の遺族を初め、傷病者、旧軍人の方々が求めておりますものは、社會保障ではない、恩給制度の確立であります。恩給制度が現存する以上は、多数の民意を尊重して政府が恩給制度により補償の実施を企図いたしましたことは、最も民主的措置と申さねばならないのであります。この法案の策定にあたりまして、政府が恩給特例審議會の答申を尊重して、戦争犠牲者に對するまことに数々の配慮がなされておりましたこと及び現下の財政上許される最大限の措置をしておることに対し敬意を表するものであります。しかしただいま修正案にありましたように、下級者に對する給与は厚くすること、あるいはまた七項症及び各款症の復活その他二点に對する修正はきつめて當を得たものでありまして、修正四点に對して賛意を表するものでございます。なお遺族援護法によりまして、雇用人、囑託の有給軍属や國家總動員法に基き徵用せられた船員、学徒等の關係遺族、傷病者が措置されることは、本法と相まつて戦争犠牲者の補償がなされることは當然であります。特に從來援護法の対象となつた人々で本法に漏れた人々に對しては、一人残らずこれを援護法に吸収せられることを期待いたします。また本法の実施にあたりましては十分受人れ態勢を整えられま

して、英断をもつて手続を簡易化して、多数案件を迅速に処理せられることを強く政府に要望いたします。本法による受給者の人々は、その給与が文官恩給と均衡がとれておらないこと及び戦地加算及び通算が考慮せられておらないことにつき不満の点が多いこととは存じます。しかし本年度四百五十億圓は、いわゆる九箇月予算でありまして、来年度は約六百億圓となりまして、援護法施行のための五十億圓と、遺族、戦傷病者を中心とした来年度予算は実に八百億圓に達するのであります。この種の補償は金額が多いほど、範圍が広いほどよい。日本人である以上これに反するものはありません。しかし國家の財政には限度があり、國の存立を危うくしては補償も何もできない。このたびの措置は、現下財政の許す最大限のものでありまして、遺族、戦傷病者、旧軍人の方々も十分なる理解を与えることを信じまして疑わないのであります。これをもちつて賛成の討論といたしますが、なお残余の三件につきまして、自由黨を代表いたしまして、賛成の意思を表明させていただきます。(拍手)

○稻村委員長 赤澤正道君。

○赤澤委員 改進黨を代表いたしまして、ただいまの三派共同の修正案に賛成の意を表するものであります。わが党といたしましては、多年唱道いたしております公約の大部分が取入れられまして、はなはだ満足に思つておる次第でございますが、ただ一点大いなる問題でわれわれは一時これを放棄せざるを得なかつた。それは在職年

の通算と戦時加算の問題でござい
す。申すまでもなく私もまた赤紙召集
によつて二回もひつぱり出された一人
でございますが、当時は国家が、召集
された軍人に対して公約を恩給法の形
においていたしておりました。それは
戦時加算の問題でございませう。わが党
といたしましては、これを復活するべ
くいろいろ検討を加えたのでございま
すが、次の二点において譲らざるを
得なかつた。それは一つは財政的な問
題であります。いくさに負けて、こ
ういふみじめな状態に転落をいたしました
今日、なおこの軍人の恩給に要しま
する金額が、国の総予算に対してかな
り大きな比重を持つて参つておりま
す。これ以上を要求いたしますこと
は、国の財政的な基礎を危うくするだ
ろうというような大局的な見地が一
つ、さらにはこれを裁定いたします場
合における技術的な問題があります
て、まず不可能に近いということを見
ましたからでございませう。大体われ
れは調査機関を持ちませんために、
全国の連隊区司令部、あるいは鎮守
府についてこの問題を十分実情に即
して検討することができなかったこと
をはなはだ遺憾といたします。しか
しながら恩給局ないしは復員局の諸氏と
いろいろ懇談いたしました結果得まし
た情報によりますならば、恩給局の
方では裁定の正確な資料になる戦時兵
籍名簿は全国でおそらく三〇〇%残つて
おらぬだらう。さらに復員局の言われ
ることによりますと、七〇%はある
だらう。しかしながら野戦から帰つた
人々には上陸地で証明書を持たした
り、いろいろしたのだが、戦時兵籍名
簿の手入れは十分にできていない。従

つて七〇%のうちでもおそらく信頼す
るに足る部分は、そのうちまた六〇%
であらう、こういうことをわれわれも
判断いたします場合に、ほとんど大部
分が失われおる事実、当時専断だと申
しますが、はなはだけしからぬ話で
あります。うろたえた陸軍の当局
が、まさに二十年八月十五日、戦時兵籍
名簿を全部焼いてしまへという指令を
全国に出しておる。そのためにこのと
ういふ野戦の記録であり、またなくな
つた人々にとりましては涙の記録で
あるところの戦時兵籍名簿そのものが
ほとんど灰燼に帰しておる。しかしな
がらこれはなお努力して調査いたしま
すならば、おそらく自然にわかつて来
るであらうと思ふ。ただ今日の段階に
おいては、われわれはこれを今即時に
取上げるといふことが不可能に近い
いうからこそ、私もは一時これを放
棄したのであります。おそらくこの問
題は厚生大臣の所管であると思ふ。こ
の戦時兵籍名簿が将来とも散逸し、あ
るいはほごにされるということがあつ
ては、野戦において非業の死を遂げた
人、あるいは傷を負つて呻吟する方
方に申訳がないと思ふ。従ひましてた
だいまを契機として——これは今日恩
給法で取上げよというわけではありま
せんが、政府におかせられましては、
十分この再調査を即時行われたい。さ
らにこの問題については各党とも御協
力をお願いしたいと思ふのでござ
います。

さらに戦争が始まりましたときに
は、われわれはあの蘆溝橋一発の銃声
が北支から中支、南支にまで拡大しよ
うとは、ゆめにも思つていなかった。
おそらく国民のほとんど全部にひとし
い人がそう思つておつたであらうと私
は思ひます。さらに昭和十五年十二
月に真珠湾が突如攻撃された。これも寝
耳に水である。こういう計画をした人
はおそらくは国内のきわめて一部の
人であつて、真珠湾の攻撃を前もつ
て知つておつた人は国内に何人あつた
か、おそらくこれはきわめてわずかな
人であつて、かくのごとき人は、誤つ
た戦争の指導をして、日本を敗戦のど
ん底にたたき込んだといふことにつ
いては、十分責任を問われていいと思
ふ。しかしながら、そのほかの人、わ
れわれをも含むわけであります。けれ
ども、結局国家の至上命令に服して赤
紙によつて戦地にひつぱり出されて、
つづきに辛苦をなめ、また大多数は命
をさへ失つたのでございませう。こ
ういふ立場の人たちは、やはり国家と
して別に報いる方法があると思ふ。ま
た単に物質的な問題だけであつて、祖
國に殉じたといふこの崇高な立場とい
うものは、私は表彰されてしかるべき
ものであると思ふのであります。もち
ろん社会党の諸君の言われるように、
その他にもいろいろ社会の生存競争に敗
れた落伍者の人もある、またそういう
人であつて、あるいは原子爆弾の犠牲
になつたとか、あるいは学徒動員で出
て、とうとう命を落した若い人だ
と、こういう人々を救わなければなら
ぬ面は非常にたくさんございませう。
これはこれでまた別の各種の援護法も
あり、保護法もあるものでありませう。
こつた方々を決しておるすかにす
るわけではない。あくまで手厚く援護
し保護して行かなければならぬと思
ふけれども、私は、職業軍人といわれ
れども、やはりこの至上命令に服して、

好むと好まざるにかかわらず、あの
悲惨なる戦争を闘つた人たちの立
場を強調したいのでございませう。
こつたことからいいたしまして、やは
り私はこの恩給法を審議いたします上
に、つづきに辛苦を払つたのでござ
いますけれども、今日不十分ではあり
ますが、まず国の予算の許す範囲内
において、また調査の行き届きます範
内において、今日この立法がまず完成
に近づいたことを非常に喜びたい
次第でございませう。その他、戦争犯罪
での処刑者を公務死とみなすかどう
かという問題もございませう。こつた
問題については、やはり今日国際情
勢、あるいは現在まだ拘禁されてお
る人たちの釈放にも関連いたします
ので、また各党の国会対策委員長等
の間でこのことについては申合せがあ
るに聞かされておるのでございませ
う。いづれにいたしましても、私今日
この法案が成立いたしますことにつ
きまして、改進黨を代表して賛成の意
を表するものであります。(拍手)
なお残余の法案については、修正
案の出でおりますものについては、修
正案の通り決することに賛成いたし
ます。

総理府設置法の一部を改正する法律
案につきましては、原案に賛成いた
します。
○稲村委員長 鈴木義男君。
○鈴木義男委員 私は日本社会党を代
表いたします。条件付賛成の意を表
するものであります。
わが日本社会党は、この恩給制度そ
のものの根本的改革を考慮しておる
のでありまして、国家財政の事情とも
にらみ合せて、文官並びに旧軍人を通じ
て一層合理的な年金法を提出するつも
りであるのであります。もしできま
すれば修正案を準備いたし、提出する
つもりであつたのであります。が、あま
り全面的であり、かつ根本的修正で
ありますので、技術的に修正案として
出すことが非常に困難でありますから、
修正案の提出をやめまして、こつた
が党の考へておるところを明らかにし
まして、しばらく三党提案の修正案に
賛成いたしますが、われわれは将来も
つとよい、合理的な制度の樹立に努
力するつもりであるといふことを留保
いたしておくものであります。
最初に明らかにしておきますこと
は、わが党のこの恩給制度に対する考
え方は、従来の恩給法理論に対する考
え方と社会保障制度に対する考え方と
を総合して、そのとき々の国家財政
の許す限りにおいて合理的に運営しよ
うとするところにあるのであります。
国家財政が許しますならば、私どもは
恩給制度と社会保障と両建てで行つて
よろしいと思ふのであります。国家財
政がこれを許しませんこと明らかに以
上は、できるだけ広く保護を及ぼし、
特に下に厚く上に薄く、下の範囲も
できるだけこれを広げるべきであるとい
うのであります。社会保障の方に重
点を置くものであります。一部には、
社会保障を受けるのは心外だ、われ
れはどんなに少くとも恩給の給付を受
けたいのだといふことを申す人もあ
りますが、文官の場合は全国を通じて
わずか二十万五千人でありますから、
どうかこの恩給理論と歩調を合せ
るだけの給与を差上げることができ
るのであります。今回のように旧軍
人、傷痍軍人、その遺家族その他の職

争犠牲者ということになりますと、何百万人ということになって、今回の政府原案あるいは各党の修正案程度では少しも恩給権理論に平仄が合わぬのでありまして、ただ言葉の争いにはかならないのであります。しかもその総額は六百億という少なからざる額であります。これだけの金を使うならば、もつと国民の生存権を考えながら効率的に使うべきであると信ずるのであります。そこでわが党は次のような構想を持つておることを明らかにするものであります。原案並びに修正案に反対というのではなくして、むしろもつとよいものにしたいというのでありますから、条件付賛成論ともいうべきものであります。その条件をこれから申し述べるわけであります。

わが党のこの戦争犠牲者に対する根本方針は、再軍備につながるかの印象を与える軍人恩給の復活には反対なのであります。老齢軍人普通扶助料受給者に対しては、社会保障の見地においてこれを認めるのであります。戦傷病者戦没者遺族に対しては十分に手厚き国家保障をなすべきものと信ずるのであります。軍隊のない今日、古い階級による支給差別を認めることには賛成いたしませんが、これは上林君の申されたことと同じであります。わが党は社会保障制度の確立されるまで暫定的措置として特別立法をやりたいというのを考えておるのであります。むしろ恩給法でなくして戦傷病者戦没者遺族等年金法とでもいうべきものを立案したいと考えておるのであります。

その内容は、普通恩給にありましてはまず第一に若年停止の問題であります。これは政府案よりもなお十歳を引上げまして五十五歳から半額を支給し、六十歳から全額を支給するのであります。文官恩給も改正を考へておるのでありまして、やはりこの若年停止を同じように文官にも及ぼすべきものであると考へるのであります。それから高額所得者に対する停止でありまして、普通恩給受給者であつて恩給外の所得が年額三十万円を超える者には支給を停止する。それから階級別を撤廃いたして所得額によつて五つの段階にわけて与えたいのであります。仮定俸給二十万円以上のものは二十万円にするのであります。十五万円以上のものは十五万円とする。十万円以上のものは十万円とする。七万円以上のものは七万円とする。五万円以上のものは五万円と仮定するのであります。そして一率にその三分の一を支給するのであります。若年停止の年齢を五十五歳にいたしましたのは厚生年金と歩調を一にしたわけであります。また老齢の年齢を高くしますれば逆に高級軍人だけが対象となる弊害があります。一様にブラット制にいたしますことはイギリスのように一般国民に対する養老年金制が確立されていない今日、わが国に適當でないと思ひますので、この五つぐらいの階級にわけることが妥當であるというのがわれわれの考へ方です。

次に普通扶助料であります。普通恩給の支給方法に基きましてこれを支給するので、支給額は普通恩給額の二分の一とするのであります。家族加給は一人につき月額四百円とする。高額所得者に対しては普通恩給の場合と同じく年額所得三十万円以上の者には支給を停止する。

それから一時恩給であります。これは認めないのであります。次に公務扶助料であります。これは普通公務、特殊公務の差別を廃する。第二にはこの階級差を撤廃する。第三には標準を上等兵、兵長、伍長、軍曹の平均とするのであります。すなわち応召職業者大多数の平均の上位を標準とするのであります。第四には普通扶助料の三倍を支給するのであります。それから家族加給を支給する。一人につき月額四百円とする。

それから傷病軍人の増加恩給であります。これも第一に階級差を撤廃して傷病別によること上林君の言う通りであります。第二に原案よりも年金支給の範囲を広げるのであります。すなわち第四款症まで年金を支給して、第四目症まで一時金を支給するのであります。ゆえに全部の傷病軍人が対象となるのであります。支給金額を次のようにしたいのであります。特別項は十八万円、第一項症は十五万円、第二項症十三万円、第三項症十一万円、第四項症九万円、第五項症七万円、第六項症五万円、第七項症四万五千円、第一款症は三万円、第二款症は二万五千円、第三款症は二万円、第四款症は一萬五千円、第五目以下第四目までは一時金として二万円を支給する。第五項以上のものには家族給を支給する。こういう点であります。

次に国家給養員法の対象をも含めることがわれわれの念願であります。第一にこの支給は生活保護法から控除しない。それから第二に船員、国民義勇隊及び国家給養員法等に基いて徴用され援護法の対象になつたもの、戦犯抑留者及び未帰還者等についてもこれを適用したいのであります。第三に扶助料支給の場合に父母、祖父母が婚姻した場合にも支給できるように措置したいのであります。それから内地または外地で戦病死し、また帰郷後死亡した者も公務死として公務扶助料を支給するのであります。

その他こまかい数計的基礎をもつて申し上げたいのであります。ここで申し上げることはあまりに煩雑になりますから、計数的基礎統計並びに予算を申し上げることを略しますが、われわれの案によりましては国家財政の負担は政府の今回の案と大した隔たりはないのであります。大体その程度でやつて行ける計算であります。

わが党はこれら恩給年金を実施いたしますならばいろいろの点で疑義を生じ紛争を生ずることは免れないと信ずるのであります。たとえば調査資料の不十分なもの、査定の困難なもの、個々のケースについて特に考慮を要するもの等の等につきましては、特別の苦情処理機関を設けて検討してできるだけ国家保障の対象にしたいと考へるものであります。前にも申し上げましたように、本来修正案を提案いたしましたのであります。原案に手を入れたことになりまして、技術的に非常な困難と多大の時間を要します。そこで、せめて両派社会党が一致して一本の案を得たいと思つたのであります。これが、これもいろいろ検討いたしましたけれども多少の意見の相違が一致を見ずしてその結果を得ることができなかったものであります。ましてや自由党、改進黨の諸君の賛成を得ることは不可能であつたのであります。わが党の考へを実現することはこれを他日に譲りまして、決して満足すべきものとは考へるわけではないのであります。が、戦争犠牲者の大部分を慰めますことは焦眉の急務と存じ、しばらく自己を抑制してこの法案の成立を助け、その修正を他日に期そうとする次第であります。

以上わが党の主張を明らかにいたしまして、条件を付して修正案に賛成するものであります。(拍手)

他の三法案に対しては特に理由を述べざるまでもないと存じます。一括して賛意を表します。(拍手)

○稻村委員長 濱地文平君

○濱地委員 私は原案にも修正案にも決して満足している意味ではございませんけれども、しかし私どもの希望に近づいて来ておる意味におきまして、修正案に賛成をするものであります。(拍手)

○稻村委員長 これにて討論は終局いたしました。

続いて採決いたします。まず総理府設置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○稻村委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に恩給法の一部を改正する法律案について採決いたします。まず本案に対する修正案の採決をいたします。修正案に対し賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○稻村委員長 起立多数。

次に修正部分を除いた原案について採決いたします。修正部分を除いた原

案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立多数。よつて本案は修正案通り修正議決されました。

次に昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案について採決いたします。まず本案に対する修正案について採算いたします。修正案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○稲村委員長 起立総員。

次に修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○稲村委員長 起立総員。よつて本案は修正案通り修正議決いたしました。

次に元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案について採決いたします。これを修正案通り修正議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○稲村委員長 起立総員。よつて本案は修正議決いたしました。

ただいま議決いたしました四法案に対する委員会の報告書作成及び修正議決に伴う字句の整理等は委員長に御一任願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

〔参照〕

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三二号）に関する報告書

恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三三号）に関する報告書

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案（内閣提出第一三五号）に関する報告書

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案（内閣提出第一六二号）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年七月二十五日印刷

昭和二十八年七月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局